

業 務 仕 様 書

1 業務名

東区役所及び鉄東まちづくりセンター前庭管理業務

2 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

3 業務の範囲

- (1) 東区役所
前庭及び北側駐車場周辺ラベンダー植樹帯
- (2) 鉄東まちづくりセンター
前庭

4 業務内容

受託者は、業務遂行のため造園技能士有資格者を含む適正な人員を配置し、次の業務を実施するものとする。それぞれの作業については別紙業務実施要領の内容に基づき実施すること。なお、上記3(2)の業務範囲においては、下記の業務のうち、樹木の剪定（剪定に伴い発生した木くずや枝の回収を含む）のみを行うこと。

- (1) 芝生管理（草刈、清掃、施肥）
- (2) 樹木管理（剪定、冬囲い設置及び撤去、施肥、枯枝処理）
- (3) ラベンダー植え込み管理
- (4) 石積の補修
- (5) その他

5 安全の確保

業務の実施に当たっては、施設利用者及び従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

6 業務報告

受託者は、各月の業務を完了したときには、写真を添付した業務報告書を委託者に提出すること。

7 環境負荷低減に関する事項

本業務においては、札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気・水道・油・ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量・分別及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 用具等

業務に必要な車両及び機器用具、消耗品等は、受託者の負担とする。

9 その他

- (1) 各業務の作業日程は、事前に委託者と協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の実施に際して嫌疑が生じたときには、必ず委託者の指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

業 務 実 施 要 領

本業務の実施に当たっては、下記の要領によること。なお、各作業の実施時期については、委託者と相談のうえ決定すること。

1 草刈

年5回（5～9月の各月1回想定）、所定の面積（687㎡）を仕上げ高4cm前後で刈り込むこと。なお、庁舎の窓が開いている時に機械による刈り込みを行う場合は、バッテリー式（充電式）の機器の使用等により、周囲への騒音を配慮したものとする。

2 巡回・清掃

所定の面積（687㎡）を年6回巡回すること。ただし、清掃は5～9月までの各月1回及び冬囲い作業時（下記5参照）に実施するものとする。巡回時には清掃のほか、ラベンダー植え込みや冬囲いの確認を行い、必要に応じて手入れすること。

3 芝生・樹木施肥

(1) 芝生

所定の面積（687㎡）について、年2回アミノ肥料を100㎡につき4kg散布すること。

(2) 高木施肥

所定の本数（東区役所の高木31本）について、樹木用肥料を計50kg根元にすきこむこと。

(3) 低木施肥

所定の本数（低木351本）について、樹木用肥料を100㎡当たり10kg散布すること（100㎡当たり50株植え込み済）。

4 樹木剪定

(1) 剪定

所定の本数（仕様書3(1)の業務範囲においては高木31本及び低木351本並びに仕様書3(2)の業務範囲においては高木4本）について、剪定を行う。

(2) 桜の枯枝処理

剪定後の切り口を確認し、必要に応じて癒口剤の塗布等の保護処理を行うこと。

5 樹木冬囲い（撤去を含む）

所定の本数（低木351本）について、冬囲い及び撤去を行うこと。

6 ラベンダー植え込み管理

指定するラベンダーについて、年2回の除草（45㎡）及び年1回（45㎡）の刈り込みを行うこと。刈り込みの実施時期については、委託者の指示によることとし、刈り込みを行ったラベンダーについて委託者から指示があった場合は、委託者に受け渡すこと。また、枯苗等があれば補植すること。

7 石積の補修

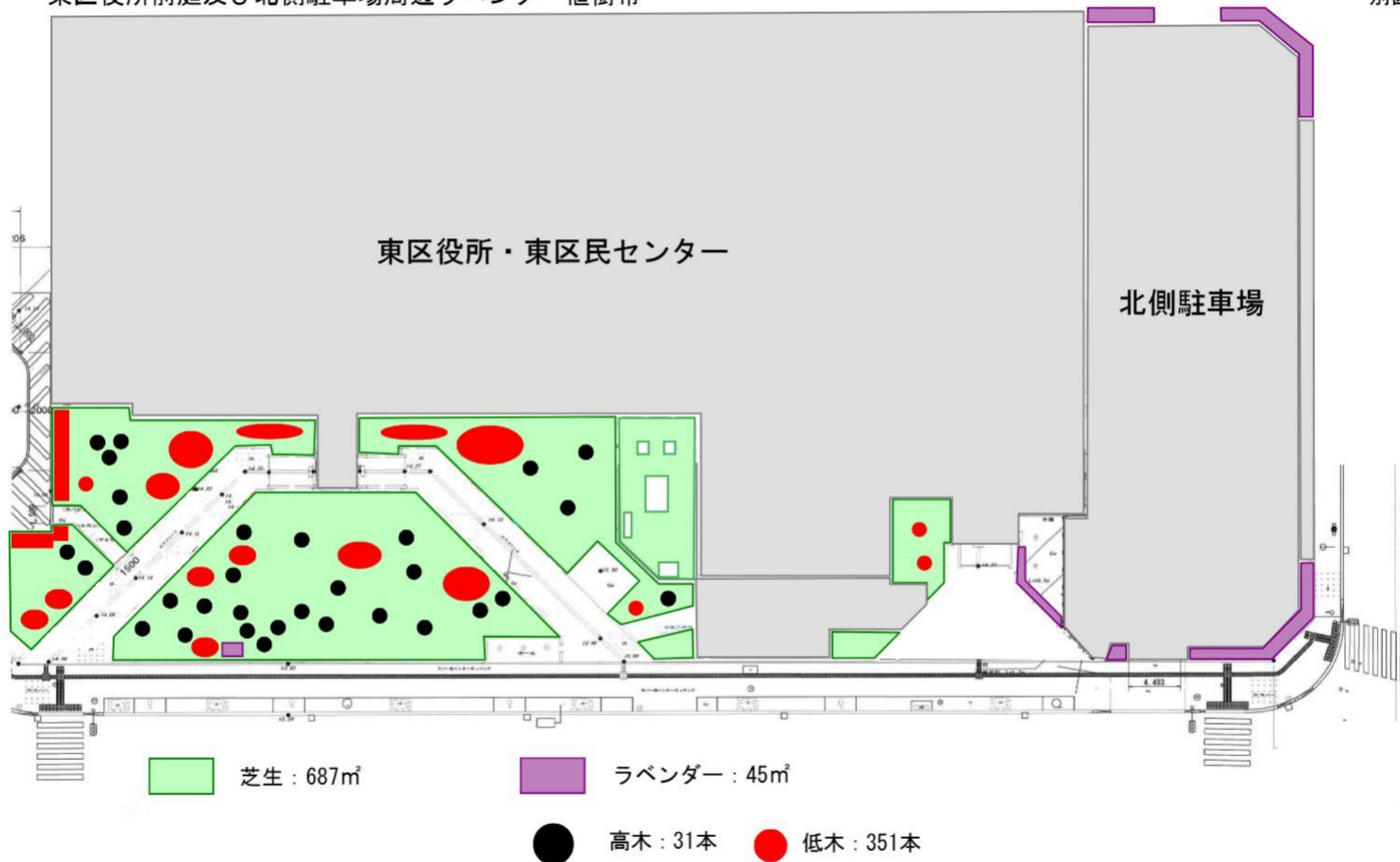
指定する石積（5.5㎡程度）をモルタルで補修すること。

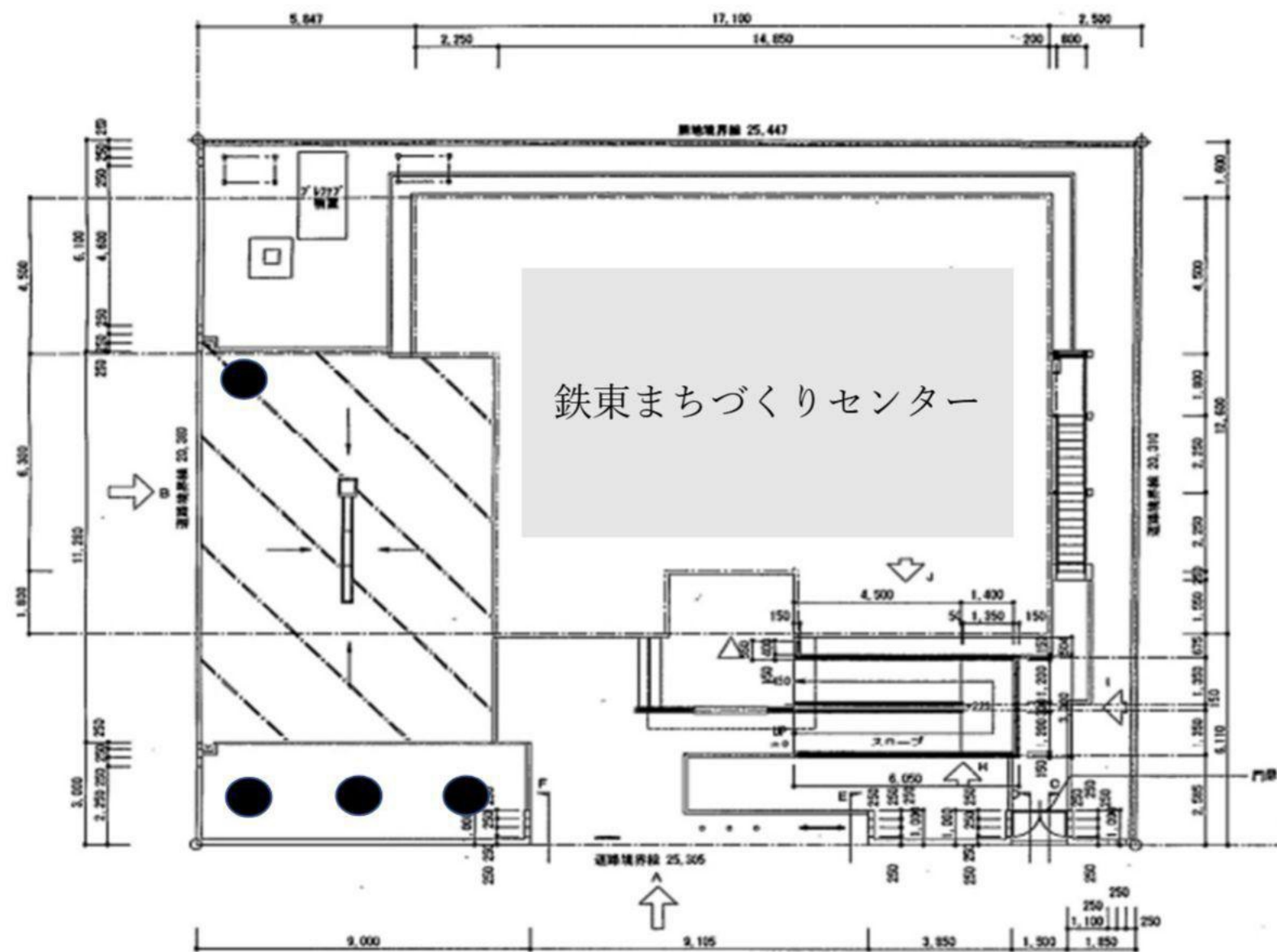
8 その他

上記以外の事項であっても、管理上必要と認められる軽易な作業については、状況に応じて実施すること。

東区役所前庭及び北側駐車場周辺ラベンダー植樹帯

別図





● 高木：4本